

2024年6月21日

各位

会社名株式会社 タイミー
代表者名代表取締役 小川 嶺
(コード番号: 215A 東証グロース)
問い合わせ先取締役 CFO 八木 智昭
TEL. 03-6822-3013

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年6月21日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 32,245,400株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は9,996,100株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。）に係る売出株式数は22,249,300株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、2024年7月18日（木曜日）から2024年7月24日（水曜日）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。なお、売出株式数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売出人及び売出株式数

① 引受人の買取引受による国内売出し	
エン・ジャパン株式会社	2,200,000株
月山特定目的会社	2,200,000株
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	2,000,000株
小川 嶺	779,400株
川島 諒一	720,000株
藤野 英人	354,000株
西山 知義	353,700株
株式会社NEXYZ. Group	295,500株
貫 啓二	195,000株
福家 芳樹	180,000株
清水 洋二	123,000株
株式会社トランジットジェネラルオフィス	120,000株
株式会社MSERRNT	117,000株
安田 周	84,000株

須田 将啓	76,500株
藤田 建	51,000株
山根 浩揮	42,000株
速水 浩二	39,000株
浅田 一憲	36,000株
鶴田 浩之	30,000株

② 海外売出し

ジャフコSV6投資事業有限責任組合	2,704,000株
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	2,355,000株
小川 嶺	2,220,600株
月山特定目的会社	1,799,000株
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	1,746,000株
エン・ジャパン株式会社	1,667,000株
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合	1,179,000株
株式会社オリエントコーポレーション	1,155,000株
株式会社セブン銀行	1,155,000株
Genesia Venture Fund 1号投資事業有限責任組合	1,050,000株
F Ventures Fund 1号投資事業有限責任組合	840,000株
西武しんきんキャピタル企業投資3号 投資事業有限責任組合	768,000株
KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合	723,000株
コロプラネクスト3号ファンド投資事業組合	705,000株
THE FUND投資事業有限責任組合	531,000株
株式会社WDI	481,000株
近鉄ベンチャーパートナーズ株式会社	411,000株
株式会社ガイアックス	381,000株
JR東日本スタートアップ株式会社	177,000株
株式会社MIXI	87,100株
コロプラネクスト1号ファンド投資事業有限責任組合	60,000株
株式会社サイバーエージェント	54,600株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、SMB C日興証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、水戸証券株式会社、岡三証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受に

よる国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについてはDaiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする（海外売出しにおける共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。）。

③ 引受人の買取引受による国内売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社（引受人の買取引受による国内売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。）であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。

④ 本件売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plcとする（ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順による。）。

- | | | |
|------|--|--|
| (4) | 売 出 価 格 | 未 定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日に引受価額（売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額）と同時に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役に一任する。） |
| (5) | 申 込 期 間
（ 国 内 ）
（ 注 ） | 売出価格決定日の翌営業日から
売出価格決定日の4営業日後の日まで |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日
（ 注 ） | 申込期間の末日の2営業日後の日 |
| (8) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。 |
| (9) | 前記各項を除くほか、本件売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。 | |
| (10) | 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

(注) 申込期間及び株式受渡期日は、売出価格決定日に応じて、以下のとおりとなる。

	売出価格決定日	申込期間	株式受渡期日
①	2024年7月18日(木)	自2024年7月19日(金) 至2024年7月24日(水)	2024年7月26日(金)
②	2024年7月19日(金)	自2024年7月22日(月) 至2024年7月25日(木)	2024年7月29日(月)
③	2024年7月22日(月)	自2024年7月23日(火) 至2024年7月26日(金)	2024年7月30日(火)
④	2024年7月23日(火)	自2024年7月24日(水) 至2024年7月29日(月)	2024年7月31日(水)
⑤	2024年7月24日(水)	自2024年7月25日(木) 至2024年7月30日(火)	2024年8月1日(木)

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,836,800 株（売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定される予定である。）
- (2) 売出人及び売出株式数 大和証券株式会社 4,836,800 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定（上記1. における売出価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間（ 国 内 ） 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の本件売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

3. 引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）の件

当社は、上記1. の引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的としてタイミー従業員持株会に対し、国内売出株式のうち 750,000 株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上記1. の引受人の買取引受による国内売出し及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

以上

ご 参 考

1. 株式売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数

当社普通株式 本件売出し 32,245,400 株

(引受人の買取引受による国内売出し 9,996,100 株、海外売出し 22,249,300 株)

最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し (*)

当社普通株式 上限 4,836,800 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 (国 内)

2024年7月9日(火曜日)から

2024年7月17日(水曜日)まで

(2024年7月23日(火曜日)までの間のいずれかの日まで延長される場合がある。)

(3) 売 出 価 格 決 定 日

2024年7月18日(木曜日)から2024年7月24日(水曜日)までの間のいずれかの日

(売出価格は、今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、決定される。)

(4) 申 込 期 間 (国 内)

売出価格決定日の翌営業日から

売出価格決定日の4営業日後まで

(5) 株 式 受 渡 期 日

申込期間の末日の2営業日後の日

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である株式会社M I X I及び株式会社サイバーエージェント(以下、「貸株人」と総称する。)より借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2024年8月23日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2024年8月23日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注)中、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売価決定日が2024年7月18日(木)の場合は、「2024年7月26日(金)から2024年8月23日(金)までの間」
 - ② 売価決定日が2024年7月19日(金)の場合は、「2024年7月29日(月)から2024年8月23日(金)までの間」
 - ③ 売価決定日が2024年7月22日(月)の場合は、「2024年7月30日(火)から2024年8月23日(金)までの間」
 - ④ 売価決定日が2024年7月23日(火)の場合は、「2024年7月31日(水)から2024年8月28日(水)までの間」
 - ⑤ 売価決定日が2024年7月24日(水)の場合は、「2024年8月1日(木)から2024年8月29日(木)までの間」
- となります。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の売出し後、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益の還元を実施していく予定ですが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況(単体)

	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△51,295.69円	2.71円	19.01円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本利益率	—	6.1%	34.1%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本で除した数であります。なお、2021年10月期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2024年3月13日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 当社は2024年3月31日付で普通株式1株につき普通株式3,000株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)につきましては、2022年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2021年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2021年10月期の各数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△17.09円	2.71円	19.01円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

3. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

上記1.の本件売出し及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人であるCA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合、コロプラネクスト3号ファンド投資事業組合及び他1社、当社株主であるKeyrock Capital Master Fund, Ltd、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund、タイミー従業員持株会、渡辺雅之、Seiga Japan Long Opportunities Fund、八木智昭及び他1名並びに上記に含まれない当社の新株予約権者である108名は、ジョイント・グロ

ーバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後 180 日目の日までの期間（以下、「ロックアップ期間（A）」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式（但し、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund 及び Seiga Japan Long Opportunities Fund については、当該株主が元引受契約締結日時点で保有する当社普通株式に限る。）の売却等（但し、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

売出人である小川嶺、西山知義、THE FUND 投資事業有限責任組合、株式会社 NEXYZ Group、株式会社 MSERRNT、貫啓二、須田将啓、株式会社 WDI 及び他 4 名、当社株主かつ新株予約権者である株式会社 Recolle、当社株主である伊藤忠商事株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後 360 日目の日までの期間（以下、「ロックアップ期間（B）」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、本件売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社株主である勝部孝史は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）の 2 年後の日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、株式受渡期日（当日を含む。）の 1 年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 2 年後の日の前日までの期間（以下、「ロックアップ期間（C）」という。）において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前 0 時の時点で保有する発行会社の普通株式の数の 2 分の 1 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社株主である株式会社 KIDS HOLDINGS、AIAI グループ株式会社、SBS ホールディングス株式会社及びその他 2 社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）の 3 年後の日までの期間（以下、「ロックアップ期間（D）」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、本件売出し、(a) 株式受渡期日（当日を含む。）の 1 年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 2 年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前 0 時の時点で保有する発行会社の普通株式の数（以下、「本件保有株式数（A）」という。）の 3 分の 1 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(b) 株式受渡期日（当日を含む。）の 2 年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 3 年後の日の前日までの期間において、本件保有株式数（A）の 3 分の 2 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡（但し、上記（a）に則ってロックアップ期間（D）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、当該規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えず、かつ、上記（a）及び（b）に則ってロックアップ期間（D）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（A）の 3 分の 2 を超えない場合に限り。）等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社株主であるその他 2 社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）の 3 年後の日までの期間（以下、「ロックアップ期間（E）」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、本件売出し、(a) 株式受渡期日（当日を含む。）の 1 年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 3 年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前 0 時の時点で保有する発行会社の普通株式の数（以下、「本件保有株式数（B）」という。）の 3 分の 2 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡を除く。）を行わない旨を合意しております。

売出人かつ貸株人である株式会社 MIXI は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）の 6 年後の日までの期間（以下、「ロックアップ期間（F）」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること、(イ) 株式受渡期日（当日を含む。）の 17 か月後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 24 か月後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が特約付貸借契約で定義する返還日の翌日午前 0 時の時点で保有する発行会社の普通株式の数（以下、「本件保有株式数（C）」という。）の 10 分の 1 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(ロ) 株式受渡期日（当日を含む。）の 24 か月後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の 36 か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数（C）の 5 分の 1 を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡（但し、上記（イ）に則ってロックアップ期間（F）中

に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（C）の10分の1を超えない場合に限り、かつ、上記（イ）及び（ロ）に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（C）の5分の1を超えない場合に限る。）、（ハ）株式受渡期日（当日を含む。）の36か月後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の48か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数（C）の5分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡（但し、上記（イ）及び（ロ）の各規定に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記（イ）ないし（ハ）に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（C）の5分の2を超えない場合に限る。）、（ニ）株式受渡期日（当日を含む。）の48か月後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の60か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数（C）の5分の3を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡（但し、上記（イ）ないし（ハ）の各規定に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記（イ）ないし（ニ）に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（C）の5分の3を超えない場合に限る。）及び（ホ）株式受渡期日（当日を含む。）の60か月後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の72か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数（C）の5分の4を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡（但し、上記（イ）ないし（ニ）の各規定に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記（イ）ないし（ホ）に則ってロックアップ期間（F）中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数（C）の5分の4を超えない場合に限る。）等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間（A）中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、株式分割、株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度（譲渡制限がロックアップ期間（A）中に解除されないものに限る。）の導入に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行（但し、ロックアップ期間（A）中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間（A）中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主及び親引け先であるタイミー従業員持株会に対し、ロックアップ期間（A）中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上記1. の引受人の買取引受による国内売出し及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう当社は親引け先に対して要請を行う予定であります。

ロックアップ期間（A）、ロックアップ期間（B）、ロックアップ期間（C）、ロックアップ期間（D）、ロックアップ期間（E）及びロックアップ期間（F）終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間（A）、ロックアップ期間（B）、ロックアップ期間（C）、ロックアップ期間（D）、ロックアップ期間（E）及びロックアップ期間（F）中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

（注）上記「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2024年6月21日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。